

情報提供依頼書

令和8年1月21日
京都市文化市民局地域自治推進室
(担当:佐藤、田端、仲井)

デジタル地域ポイント（仮称）プラットフォーム導入に関する情報提供について（依頼）

京都市では、国の経済対策の交付金を活用し、継続する物価高に伴う市民生活の応援や地域経済の活性化のため、デジタル地域ポイント（仮称）（以下「ポイント」と言う。）による給付を予定しています。

つきましては、ポイント給付のプラットフォームの導入の検討を行う際の参考資料として活用するため、下記のとおり、事業者の皆様に有益な情報の提供を依頼します。

記

1 現状と課題等について

(1) 地域経済の活性化

新型コロナ禍以降、市内経済の持続的な活性化が喫緊の課題。市外への消費流出を防ぎ、市内での消費喚起を目的とした施策が必要。

(2) マイナンバーカードの普及促進

国のマイナポイント事業終了後、マイナンバーカード（以下「カード」と言う。）の新規取得インセンティブが不足。京都市として普及促進を目指す中、新たな魅力的な利用機会の創出が求められている。

(3) 行政のデジタル化の推進

行政におけるデジタル化は、住民サービスの向上や業務効率の改善、コスト削減のために不可欠。今回のポイント給付のプラットフォームは、他行政サービスでも利用ができる等、拡張性も必要。

(4) 市独自のポイント給付やキャッシュレス決済の不在

民間事業者が運用するキャッシュレス決済は、一定浸透しているものの、市独自のポイント給付や二次元コード等を介した決済には未着手。

2 概要

後述の要件等にも記載するが、今回のポイント給付の概要は次のとおり。

- ・ カードによる認証。
- ・ 市内店舗の利用に限定できること。
- ・ 市民にとってわかりやすく、店舗側の負担が少ないこと。
- ・ 今後の活用も見据えた拡張性や将来性。
- ・ 利用状況を把握し、事業効果の検証が可能
- ・ コストパフォーマンスに優れている。
- ・ スマートフォンを持たない方への対応が可能（管理は一元管理可能）。
- ・ 早期の運用開始。

3 要件

(1) 対象

京都市民（カードの取得者。令和7年12月末時点 約103万人）

(2) 支給額

35億円7,500万円（1ポイント1円として利用できるポイントを1人当たり5,000ポイント付与）

(3) ディバイス

- ・ ユーザの利用ディバイスは、スマートフォンやタブレットを想定
- ・ 店舗側には、特別な機器の設置等の負担が生じないこと。

(4) ソフトウェア

- ・ スマートフォンやタブレット上でユーザが直接操作を行う「アプリ」を想定
- ・ 6ヶ月以内にサービスイン（ポイント給付や決済処理）することができる既存アプリやパッケージ型アプリを活用すること。
- ・ 京都市がアプリを作り込む無駄を無くし、最も効率的かつ効果的に導入を進めるための体制・手法（例：カスタマイズ、外部連携など）が提案できること。
- ・ デザイン変更等の柔軟なカスタマイズが容易であること。

(5) 認証

- ・ カードによる本人認証や京都市民であることの認証。
- ・ 親が子のカードを読み込むことでポイントを親に付与できるなど、支援が必要な人に対するポイント付与（又はポイント送付）の具体的な対応策
- ・ ポイント交付済の市民に係る二重付与防止（消込）策およびアプリ上の反映速度

(6) ポイント利用

- ・ 市内の多くの店舗を対象とできること（参考：令和元年度実施 プレミ

アム付き商品券事業・・・市内 4,687 店舗)。

- ・ 二次元コードによるスムーズな決済が行えること。

(7) UI／UX

より多くの市民に利用いただけるよう、誰にでも直感的でわかりやすい画面操作とデザインであり、優れたユーザビリティを持っていること。

(8) デジタルディバイド対策

スマートフォン等のディバイスを持たない市民への対応の具体策(ただし、管理はアプリ利用者との一元管理ができること。)

(9) スモールスタートと拡張性の両立

- ・ ポイント給付アプリとして速やかな導入(スモールスタート)を実現しつつ、将来的な拡張性(連携サービス、機能追加等)を確保するための具体的な提案と実績
- ・ 以下拡張性の可否。将来的に拡張予定の場合は、いつ実装可能かをご提示ください。また、拡張可能性がある場合はその方法論について提示してください。
 - 二次元コード以外の決済サービスへの拡張性があること。
 - 交通系 IC カード等の既存キャッシュレス決済と連携する機能の有無
 - 様々な行政サービスへの活用ができること(ex. 市民活動やボランティア、イベント参加等に対するポイントの付与)
 - 電子クーポンやイベントチケットを発行・管理に加え、取得したポイントを電子クーポンやイベントチケットへの変換ができること。
 - イベント参加や公共施設の利用予約などの予約機能があること。
 - 市からの各種お知らせや情報を、プッシュ型で通知するなど、効果的に通知できること。
 - 商店街や特定の業種団体などが、本アプリを活用した独自の事業(プレミアム商品券発行事業、ポイント還元事業等)を行えること。
- ・ 本市の他行政サービスへの活用、連携において、どのような機能やインターフェース、API を提供可能か。どの程度の工数や費用が必要かについてもあわせてご提示ください。

(10) 市民利便性の向上

ポイント付与、決済以外の機能において、京都市民の生活の質向上にどう寄与できるか。市民優先価格(京都市民へのインセンティブ)への活用も見据え、将来的にどういう形で適用や活用できるか等の具体的な機能提案や導入実績

(11) 運用の容易性や継続性

- ・ 参加店舗の募集や店舗の登録等は、業務委託を予定している。受託者が容易に店舗登録を行え、支払いを行えること（本市は受託者に一括して支払い、受託者が加盟店へ支払を行うことを想定。）。
- ・ 店舗側への支払いについて、短期間で支払いすることが可能であること（支払いが可能である想定日数についても提示すること。）。
- ・ 店舗への負担を少なくする具体的策があること。
- ・ 導入後の維持管理費用に優れ、事業の継続が容易であること。
- ・ 利用者の属性やポイント利用データ（利用店舗、利用額など）を容易に分析し、事業効果を検証できる機能及びそのデータの提供方法（具体的にどのようなデータを抽出・分析・検証できるかについても示すこと。）。
- ・ 受託者が変わったとしても、運用することが容易であること。

(12) セキュリティ

多重アカウント、偽造二次元コード、ポイント譲渡、認証の悪用、情報漏洩等の不正行為に対する具体的な対策とその実績。特に、市民生活に直結する公的システムとしての堅牢性を示す根拠。

(13) 運用・保守

- ・ アプリ利用者数が100万人規模となっても、アプリの安定的な稼働が見込め、運用も容易であること。
- ・ ポイント付与や店舗利用等、履歴の管理が一元的に行えること。
- ・ 本市に対する導入支援や導入後のサポートが行えること（運用・維持管理における貴社のサポート体制、コンサルティング能力。サポート体制については、導入当初・給付期間中等、時期による体制を具体的に示すこと。）。

4 情報提供の依頼事項

前項までの要件を満たすアプリについて、次の項目に関する情報を提供してください。

(1) アプリの提供方法

- ・ 提供方法（パッケージソフト、カスタマイズ、独自開発など）
- ・ アプリの種別（ネイティブアプリ、ウェブアプリなど、どのような提供方法となるのか）

(2) アプリの機能

- ・ 別添の様式1「要件チェックシート」に記載した要件のうち、以下の種別に分類し、それぞれについて回答してください。

- | |
|-------------------------|
| 1 …パッケージの標準機能により実現可能 |
| 2 …パッケージのオプション機能により実現可能 |
| 3 …パッケージのカスタマイズにより実現可能 |
| 4 …個別の独自開発により実現可能 |
| 5 …実現不可能 |

- ・ ポイントの給付から店舗利用、店舗への支払、決済までの具体的なフローやイメージを示してください。
- ・ アプリケーション導入後の具体的なロードマップ等の提案があれば、短期・中期・長期それぞれのフェーズ（短期：給付アプリとしての導入、中期：多機能化の検討、長期：将来におけるポテンシャル）ごとにご提示ください。
- ・ 提案するアプリを機能拡張する場合、貴社に限らず他の事業者でも開発可能（オープンソース）であるかどうか。また、その場合の技術的な優位性やカスタマイズ性、セキュリティ等の考え方についてご教示ください。
- ・ 別事業者が構築したアプリの機能について、提案するアプリで実現可能な場合において、旧アプリからのデータ移行は可能かご教示ください。
- ・ その他標準で実装されている機能があるときは、その情報を御提供ください。

(3) 動作環境

スマートフォン等の動作環境（対応OS、バージョン、対応機種。動作確認や検証のエビデンスがあればあわせてご提示ください。また対応言語についてもご提示ください。）

(4) 概算費用（初期経費及び維持管理経費）

- ・ 今回のアプリ構築の費用とその内訳を詳細に記載してください。
- ・ カスタマイズや独自開発を行う場合は、機能ごとの費用が分かるように記載してください。
- ・ システムの利用料やライセンス料、保守・サポート等についても分かるように記載してください。
- ・ ポイント利用に伴う決済手数料がある場合は、考え方について記載してください。
- ・ OSのアップデート等における対応やその費用についても記載してください。
- ・ 各種診断（脆弱性診断（プラットフォーム診断を含む。）、WEBアプリ診断、スマートフォンアプリ診断）に係る費用等の考え方について記載していくください。

- ・ 上記記載の短期・中期・長期それぞれのフェーズにおける概算費用についても記載してください（短期1～2年目、中期3年目、5年目以降）

(5) 導入効果

市民の利便性の向上、事務処理の簡素化及び経費の削減の観点から、今回、御提案いただいたアプリを導入することにより得られる効果について、情報を御提供ください。

(6) スケジュール

(7) 運用・保守体制

(8) 運用開始後の機能改修に係る経費に対する御社の考え方

(9) 他の自治体における同様のシステムの導入実績

- ・ これまでの他自治体での導入実績の中で、最も効果を上げた事例を3つ程度挙げていただき、その成功要因と京都市への適用可能性について記載ください。
- ・ 記載については、導入自治体名、開始年月（終了年月）、人口規模、利用者数、登録店舗数、ポイント給付以外のサービス実績についても記載してください。

(10) 御社の概要（会社名、所在地、設立年月日、売上高、従業員数、保有資格、実績等）

(11) 情報セキュリティ対策について

- ・ ISMAP登録の有無、公的認証（ISMS/JIS Q 27001、プライバシーマーク等）の取得状況
- ・ データセンターの所在地（国内か国外か）及び適用される準拠法
- ・ データの暗号化（通信・保管）の実装状況
- ・ ログの保存期間（最低1年間は保存することが可能か）
- ・ アプリの脆弱性診断の実施頻度と体制
- ・ 収集データの目的外利用（他社への提供等）の有無
- ・ サービス終了時のデータ返却及び消去に係る証明書の提出が可能か

(12) ベンチマーク・競合に関する情報

本市が想定する利用人数規模で安定的な動作が可能か。サーバやネットワーク等の性能について確認できる情報があれば提示してください。また、貴社が競合サービス（他社の地域デジタルポイント、または市民アプリ等）と比較した場合の優位性や、どのような点がベンチマークとして評価できるかについて説明してください。

5 提供資料について

(1) 資料の提供方法

様式を指定しているものについては、その様式に御記入ください。また、指定のないものについては、A4 サイズ（縦横自由）にまとめてください。

(2) 提供先

「7 問い合わせ先」に記載する担当者までメールで送付してください。

(3) 提供形式

PDF ファイル

(4) 提供期限

令和8年2月2日（月）正午まで

6 注意事項

- (1) この資料による情報提供の依頼は、アプリに関する技術や価格等の各種情報を得るためものであり、将来の調達を保証するものではありません。また、情報提供がなかった事業者について不利益に扱うこと也没有。
- (2) 御提供いただいた資料は、本市内部での検討資料として利用します。また、御社に断りなく、第三者へ提供することは致しません。
- (3) 御提供いただいた資料については返却致しません。
- (4) 御提供いただいた資料の内容について、後日問い合わせを行う場合があります。

7 問い合わせ先

京都市文化市民局地域自治推進室

担当：佐藤、田端、仲井

所在地：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4 8 8番地

電話：075-222-3015

E-Mail : saqba767@city.kyoto.lg.jp

taqbd336@city.kyoto.lg.jp

naqb5941@city.kyoto.lg.jp

akech209@city.kyoto.lg.jp

mynumber@city.kyoto.lg.jp

（メールによるお問い合わせは、上記アドレス全てに送信してください。）